

【 募集要項 】

- [申込受付期間] 令和3年11月8日（月）から（先着順）
- [留意事項] ①一世帯につき一区画の申し込みとなります。
②二区画にまたがる住宅の建築はできません。
③申込書は売買代理者登録簿に記載の宅地建物取引業者の中から委任業者を選定し、その委任業者の宅地建物取引士が提出してください。（分譲申込書の委任欄への記入、押印が必要です。）
④申込者は「契約者」かつ「登記名義人」となっていただきます。ただし、2名以上の共有を希望される場合はお申し出ください。
⑤電話での申し込みはできません。
- [申込受付場所] 委任する業者（売買代理者登録簿に記載の宅地建物取引業者）
- [提出書類] 分譲申込書
(区画決定後に必要な書類を提出していただきます)
- [申込み資格] ①自らの居宅、または店舗等併用（2分の1以上が居住用）住宅を建築するために宅地を必要とする方。
②土地の引き渡し後3年以内に住宅建築の完成ができる方。
③建築協定項目を遵守できる方。
④申込者又は現に同居し、若しくは同居しようする親族が暴力団関係者でないこと。
- [契約の締結] 区画決定日から30日以内に土地売買契約を締結していただきます。
- [代金の支払い] 土地売買契約締結時に分譲代金の10%相当を契約保証金として納入。残金は土地売買契約締結の日から60日以内に納めていただきます。
- [建築協定の締結] 快適な居住空間を確保し、将来の良好な街並み景観を形成するため、建築協定を締結させていただきます。
- [その他] ①委任業者から市への報告時間（FAX受信時間）をもって受付順とします。
②宅地建物取引業法に基づく重要事項の説明は、委任された宅地建物取引業者の宅地建物取引士が行います。
③分譲価格には所有者移転登記手数料が含まれています。印紙税、登録免許税、不動産取得税は別途必要になります。